

別紙 5

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数」（平成 18 年環境省告示第 147 号）等の改正に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

【御意見と御意見に対する考え方】

御意見の概要	御意見に対する考え方
変更のない物質の番号をそのままにして、追加分を枝番とし、削除されるものは「削除」とするのがよいのではないか。	法令の一部改正の際のルールに基づき、改正しています。番号のずれ等が生じますが、本告示の改正前後の対照については別紙 4 の新旧対照表を御参照いただければと思います。